

あんしんサポートねっと

～福祉サービス利用援助事業～

●福祉サービス利用援助事業とは…



白岡市内にお住まいの、判断能力が不十分な高齢の方
や障がいのある方が安心して生活が送れるように、
定期的にご訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らし
に必要なお金の出し入れのお手伝いをし、地域で自立し
た生活を送ることを目的としています。

●サービスを利用できる方

次のすべての項目に該当する方が対象です。

1) 判断能力が不十分な方

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者であって、福祉サービス
を利用する為の情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでおこ
なうのが困難な方

*手帳の有無は関係ありません。

*病院や施設に入院、入所している方でも利用できます。



2) 契約内容について判断できる方

この事業はご本人と契約を結んで利用していただく制度です。

*契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが
難しくなります。


その場合は「成年後見制度」の利用など、ご本人にふさわしいサービスを紹介します。

おも ないよう
②主なサービス内容

福祉サービス利用援助 **福祉サービスの利用をお手伝いします。**

基本


- 定期的（月1回または2回）に訪問して、ご相談をお受けします。
- 福祉サービスの内容や利用のしかたをご説明します。
- 福祉サービス利用の際、係りの人にあなたの気持ちをお伝えします。
- 福祉サービスの利用に対して苦情があれば、一緒に解決のお手伝いをします。




日常生活上の手続き援助 **日常の暮らしに必要な事務手続きをお手伝いします。**

選

- 郵便物を整理して内容をご説明します。
- 市役所でおこなう手続きであれば、一緒に行き、届出や申し込みなどをお手伝いします。
- その他、暮らしに必要な手続きのご相談をお受けします。



日常的金銭管理 **日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。**

選

- 福祉サービスの利用料や、公共料金などのお支払いをします。
- 銀行や郵便局に行き、生活に必要なお金をお届けします。
- 銀行や郵便局でお金を出し入れし、お金の使い方を確認します。

*ご希望により、日常的金銭管理に使用する通帳と印鑑をお預かりすることができます

書類等預かりサービス **大切な書類などをお預かりします。**


択

- 年金証書 ● 実印や銀行印 ● 預金通帳（1,000万円まで） ● 保険証書
- 不動産の権利証又は契約書 ● 契約書類

*お預かりした書類等は金融機関の貸し金庫で保管します。

*書画・骨董品・貴金属・株券・現金などはお預かりできません。

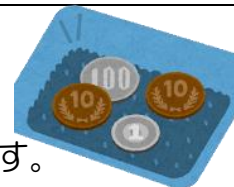
*お預かりするのもが高額な場合は、他のサービスをお勧めすることがあります。



③利用料金

*白岡社協では、利用料の一部を免除しています。

利用の内容	利用料金
●相談や支援計画の作成	無料
●福祉サービスの利用援助 ●日常生活上の手続き援助 ●日常的金銭管理	1回1時間まで 800円 以降30分ごとに400円が加算されます。
●書類等預かりサービス	500円(1カ月)



- ◆利用者宅から金融機関等への移動にかかる交通費などの実費がかかる場合には、別途負担いただきます。
- ◆生活保護世帯は無料です。

④利用のしかた(流れ)

相談の流れ	内容
相談の受付	社会福祉協議会の職員(専門員)が困りごとや心配ごとなどの話をお聞きします。
相談・訪問	社会福祉協議会の職員(専門員)がご自宅等に訪問し、困りごとや生活状況などを詳しくお伺いします。 *相談内容によっては、他の関係機関をご紹介します、問題が解決できるようにお手伝いします。
計画の作成	社会福祉協議会の職員(専門員)が一緒にお手伝いする内容を考え、支援計画書を作成します。*計画はいつでも変更できます。
契約の締結	支援計画書の内容にもとづき、契約を結びます。 *判断能力の有無が判断できない場合は、福祉・医療・法律分野の専門家による「契約締結審査会」で利用できるかどうか判断をおこないます。
サービスの開始	生活支援員が定期的に訪問し、支援計画のとおりお手伝いをします。 困りごとや心配がでてきたら、職員までご相談ください。必要に応じてお手伝いします。
定期的な支援	定期的に支援計画の内容の見直し、変更が必要な場合はご本人と相談し支援計画を変更します。

ご相談・問い合わせ

- ◆社会福祉法人白岡市社会福祉協議会(午前8時30分~午後5時*土日祝祭日年末年始は除く)
- ◆電話 0480-92-1746

